

3. 所得金額の計算方法

(1) 紙与所得

※令和7年度税制改正により、令和7年紙与所得の控除額が変更されていますのでご注意ください。

紙与所得の方は、次の表の支払金額（1年間に受け取った紙与・賞与等の税込みの合計額）の区分により紙与所得金額を計算してください。

年間総収入(支払)金額	給与所得金額の算出方法
0円～650,999円	給与所得金額 = 0円
651,000円～1,899,999円	給与所得金額 = 支払金額-650,000円
1,900,000円 ～ 3,599,999円	(ア)支払金額÷4,000円で算出した答えの小数点以下を切り捨てる。 左で算出した数値×0.7-80,000円=給与所得金額
3,600,000円 ～ 6,599,999円	(イ)上の(ア)で算出した数値に4,000円を掛け、その答えを右の算出式に当てはめてください。 左で算出した数値×0.8-440,000円=給与所得金額
6,600,000円～8,499,999円	給与収入金額×0.9-1,100,000円=給与所得金額

※ 上記の年間総収入金額は、次の勤務区分表によりそれぞれ計算してください。

《勤務区分表》

	勤務区分	収入の計算期間	年間総収入金額
a	現在の勤務先に令和7年1月1日以前に就職し、引き続いて勤務している人	令和7年1月1日 ～ 令和7年12月31日	源泉徴収票の支払金額又は給与証明書の総支払額の合計額
b	現在の勤務先に令和7年1月2日以後に就職し、申込時まで1年以上引き続いて勤務している人	就職した月の翌月から1年間	給与証明書の総支払額の合計額
c	現在の勤務先に就職されて1年に満たない人	就職した月の翌月から 令和8年1月末日まで	下記の算出方法で計算した額

※ 勤続1年未満の方の年間総収入金額算出方法

年間総収入金額 =	$\frac{\text{就職した月の翌月から令和8年1月末日までの支給額}}{\text{就職した月の翌月から令和8年1月までの月数}} \times 12 + \text{賞与等の合計額}$
-----------	---

(2) 年金所得（雑所得）

年金所得の方は、次の表の収入金額（1年間に受け取った年金の税込みの金額）の区分により年金所得（雑所得）金額を計算してください。

※ 年金収入金額とは、厚生年金、国民年金、恩給（一時恩給を除く）などの収入額をいいます。

	年 金 収 入 金 額	年金所得（雑所得）金額の算出方法
65歳以上の方	0円～1,100,000円	年金所得金額 = 0円
	1,100,001円～3,299,999円	収入金額 - 1,100,000円 = 年金所得金額
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円 = 年金所得金額
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円 = 年金所得金額
65歳未満の方	0円～600,000円	年金所得金額 = 0円
	600,001円～1,299,999円	収入金額 - 600,000円 = 年金所得金額
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円 = 年金所得金額
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円 = 年金所得金額

その他、法律により非課税とされている各種年金（障害年金・遺族年金・福祉年金等）については、収入は0円で計算してください。

(3) 事業所得

事業所得の方は、下記の事業継続区分表を参考にして事業所得を計算してください。

《事業継続区分表》

	事 業 継 続 区 分	収入の計算期間	年間総所得金額
a	現在の事業を令和7年1月1日以前に開業し、引き続いて営業している人	令和7年1月1日 ～ 令和7年12月31日	左記期間の収入金額から必要経費を除いた額
b	現在の事業を令和7年1月2日以後に開業し、申込時まで1年以上経過している人	開業した月の翌月から1年間	左記期間の収入金額から必要経費を除いた額
c	現在の事業を開業されて1年に満たない人	開業した月の翌月から 令和8年1月末日まで	下記の算出方法で計算した額

※ 開業1年未満の方の年間総所得金額算出方法

年間総所得金額 =	$\frac{\text{開業した月の翌月から令和8年1月末日までの所得金額}}{\text{開業した月の翌月から令和8年1月までの月数}} \times 12$
-----------	---